

令和6年度 静西教育事務所の事業概要

I 静西教育事務所の方針

1 基本方針

本県の未来を担う「有徳の人」の育成のため、各市町並びに学校・園(以下、学校)の実態を把握し、学校組織の活性化や教職員一人一人の資質・能力の向上を図る。

静西教育事務所は、義務教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、静岡県教育委員会事務局内の各課及び総合教育センターと連携し、「静岡県教育委員会組織規則」第12条に基づいた業務を行う。その業務は、以下の3点を踏まえるものとする。

- ・静岡県の教育の理念や施策の基本方針を示した「ふじのくに『有徳の人づくり大綱』」
- ・大綱の理念を踏まえ、具体的な施策をまとめた「静岡県教育振興基本計画」
- ・各年度の重点的取組が示された「教育行政の基本方針」

事業の執行に当たり、各市町並びに学校の思いに寄り添い、現状や課題、ニーズを把握した上で、授業を中心とした教育内容の質の向上と学校経営の充実を目指して、指導と人事両面から教職員・学校・市町教育委員会の支援を行うことで、子供たちの健やかな成長に寄与していく。

2 運営方針

<キーワード> 『見通す』『把握する』『支援する』

予測困難な時代に突入し、学校を取り巻く教育課題が山積している今、多様な価値観を認め、誰一人取り残すことのない支援体制を構築することが求められている。

静西教育事務所は、ワンチーム静西として、これからの時代に必要な学校の在り方を「見通し」、各市町教委や学校が抱える課題を「把握し」、変化を恐れない積極性をもって寄り添い「支援する」ことで、一体感をもって子供たちの成長を後押しする。

<重点となる取組>

- (1) 児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向け、教職員の授業改善メッセージの活用及び校内研修充実による授業改善推進への支援【教育支援】
- (2) 教職員の資質向上のため、研修方法の改善及び研修内容の充実並びに市町・学校の課題等を踏まえた学校訪問による直接的支援【人材育成】
- (3) 「人事管理とは一人一人に光を照らすこと」という理念のもと、学校組織の活性化や教職員個々のキャリア形成に寄与する適切な人事配置と、会計年度職員等を活用した教職員のバックアップ体制づくり【人事管理】
- (4) 安全、安心な学校環境の維持充実を目指し、災害、事件・事故、いじめ対応等、管理職を中心とした危機管理体制向上への支援【危機管理】
- (5) 教職員の倫理観の高揚や人権意識の醸成を図るため、不祥事根絶「3ゼロ+2」(※)を全職員に周知徹底【コンプライアンス】
- (6) 教職員の多忙化解消の実現に向け、共同学校事務室の機能向上など学校経営事務の再編を推進するとともに、ICT活用等による業務改善を推進【働き方改革】

※『わいせつ0』『交通事故0』『体罰0』『情報の厳重管理』『適正な会計及び事務手続き』

II 総務課の事業概要

学校教育の資質向上を支援するため、国庫補助金等事務の適正化、教職員給与等経理の適正化を図るとともに、学校事務の最適化を目指し、事務職員研修等の充実に取り組む。

(総務班)

1 義務教育教職員給与費等の支払及び決算事務

- (1) 管内公立小・中・義務教育学校 200校(小134、中64、義務2)の教職員給与費等の支払事務
 - ア 例月給与支払(給与特例計算)
 - イ 期末勤勉手当支払
 - ウ 会計年度任用職員報酬等支払
- (2) 旅費
 - ア 予算配分
 - イ 支払 普通旅費…(原則毎月25日(赴任旅費…5月25日))
- (3) 給与等事務支援(学校訪問)

事業名	対象	実施日等
給与等事務支援	新規採用事務職員在籍校等市町の計画による。	6月～2月 各市町の計画に対応

2 国庫補助金事務

- (1) 国庫補助金の進達
 - 公立小・中・義務教育学校の教育の円滑な運営を図るため、管内市町教育委員会(政令市教育員会を含む。)の国庫補助金に係る交付の申請・交付決定等を進達する。
 - ア 就学奨励費関係
 - 要保護児童生徒援助費補助金・特別支援教育就学奨励費補助金
 - へき地児童生徒援助費等補助金
 - イ 教材、設備関係
 - 学校教育設備整備費等補助金

ウ その他

教育支援体制整備事業費補助金（切れ目のない支援体制整備充実事業）
 学校保健特別対策事業費補助金

(2) 国庫補助金事務支援

国庫補助金事務処理が適正に行われるよう管内市町教育委員会（政令市教育員会を含む。）を対象とした研修会を開催、事務指導訪問を行うことにより、市町教育委員会及び学校を支援する。

(オ)…オンライン開催

事業名	対象	実施日等
国庫補助金事務研修会	市町教育委員会事務局職員	7/16、11/29(オ)
国庫補助金訪問	市町教育委員会（2年間で全市町実施）	9月から11月実施予定

3 統計調査事務

教育行政上の基礎資料を得るために行う文部科学省統計調査を本庁所管課と共同して実施する。

- (1) 学校基本調査
- (2) 地方教育費調査

4 事務職員の研修

(オ)…オンライン開催、(e)…eラーニング

事業名	対象	実施日
統括室長等会議	共同学校事務室参事、統括室長(6級)	4/26、9/20、3/7
室長・事務主幹会議	室長及び事務主幹(5級)※60超事務主幹除く。	4/27、3/7(オ)
調整担当等リーダー研修会	調整担当及び各市町におけるリーダーの事務職員(4級)	7/12(オ)
チューター(相談員)研修会	各室の新規採用事務職員等のチューター(3級) ※対象は2、4級可	5/17(オ)
年末調整関係事務説明会	各市町代表の事務職員(各市町2名程度)(2～4級)	必要に応じて開催。
新規採用事務職員研修会	新規採用事務職員(1・2級)	5/27、(e)、11/8
事務職員教育事務所実務体験研修	経験7年以上経過の事務職員(2・3級)	7月～2月実施予定 (2日間/1人)
共同学校事務室連絡協議会	市町教育委員会代表、共同学校事務室設置校校長、共同学校事務室長	必要に応じて開催。
※各地区等で計画する実務講習会等に、事務所職員等を派遣する。(随時)		

III 地域支援課の事業概要

(人事担当)

1 市町教育委員会との連携

- (1) 市町教育委員会訪問 7月、10月、12～2月（必要に応じて）、3月
- (2) 市町教育委員会教育長連絡協議会 4/12(金)、7/9(火)、10/4(金)、11/18(月)
- (3) 市町教育委員会課長等会 5/7(火)、7/9(火)、10/4(金)、11/18(月)、1/24(金)〈人事担当課長等会①〉、2/6(木)〈人事担当課長等会②〉

2 校長及び校長代表者との連携

- (1) 公立小中学校長会 4/19(金)、11/18(月)
- (2) 校長代表者会 5/7(火)、7/9(火)、10/4(金)、11/18(月)

3 学校訪問等

- (1) 新任校長校訪問
 所長、副所長、次長が、5月下旬から9月上旬に訪問、2時間半程度の中で、校長面談、授業等参観、主任等面談
- (2) 人事管理訪問（静西管内全小・中学校、他）
 地区担当参事が、(5月下旬～7月)又は(9月～11月上旬)に半日で実施、授業参観、校長との話し合い、主任・初任者等と面談、諸帳簿等閲覧
- (3) 学級編制実態調査・定数管理調査（義務教育課所管）
 7月
- (4) 加配校訪問（義務教育課所管）4校程度 10月下旬～11月上旬
- (5) 特別支援学級新再設実地調査 特別支援学級（通級含む）新再設校 2～3月

4 各種研修会等（静西教育事務所が所管する研修会等）

(オ)…オンライン開催 (デ)…オンデマンド開催

事業名	対象	実施日
初任者研修実施校指導教員研修会	初任者配置校の新任指導教員	4/9
中堅教諭等資質向上研修事前説明	中堅教諭等資質向上研修該当者在籍校校長・市町教委担当者	4/10～5/20(オ)
新任教務主任研修会	新任教務主任	5/20
新任主幹教諭研修会	新任主幹教諭	6/6
初任者研修実施校事前説明	原則管理職	3/21～3/25(デ)

(静岡県総合教育センター主催研修の一部を担当する研修)

事業名	対象	実施日
新任校長研修	新任校長	4/16・17
新任教頭研修	新任教頭	5/8・9
中堅教諭等資質向上研修(第2回)	在職期間10年に達した者	6/17 am小 pm中
マネジメント研修(第Ⅲ期)	充実・発展期の教員	9/30

(教育総務課主催)「教職員人事評価制度説明会」:市町教委・校長・教頭 4/26

5 派遣等

- (1) 在外教育施設 (2) 教職大学院 (3) 大学等研究機関 (4) JICA 海外協力隊 (5) 民間企業 (6) 大学院修学支援事業 (7) 総合教育センター長期研修

6 人事・給与

- (1) 教職員定数 (2) 登用等 (3) 教職員の人事異動 (4) 教職員の再任用 (5) 教職員の勤務・服务等 (6) 教職員人事評価制度 (7) 給与、手当等 (8) 退職

7 任用 臨時的任用職員、任期付職員、会計年度職員

(指導担当)

1 市町教育委員会との連携

- (1) 地域支援会議
管内小・中学校の状況と市町教育委員会の指導方針等について情報交換・共通理解。第1回(4月中旬～5月下旬)、第2回(7月24日)、第3回(11月25日)
- (2) 就学支援
障害のある幼児及び児童生徒の障害の種類、程度に応じて特別支援学校への適切な就学支援を行うため、市町教育委員会からの依頼を受けて、静岡県就学支援委員会において専門的な立場から調査及び審議を行い、市町教育委員会に助言する。また、就学支援に関する事務手続きを行う。
・静岡県就学支援地方研究協議会(年1回)、静岡県就学支援専門調査員研修会(年1回)
・静岡県就学支援委員会(年2回)、専門調査部会(年4回)
- (3) 教科書の無償給与等

2 学校訪問等

- (1) 指導訪問
令和5年度に指導訪問を行わなかった学校を対象に、5月下旬から1月にかけて実施する。終日の訪問とし、公開授業(1～2単位時間)、中心授業(1単位時間)と放課後の研究協議等を行う。中心授業は、訪問職員の担当教科等で行うことを原則とする。
- (2) 学校等支援研修
学校の指導力の向上及び市町教育委員会の主体性の向上をねらいとし、学校等の要請に応じ、以下のように実施する。
(ア) 支援内容や期日等は、学校等の相談や要請に応じて決定する。
(イ) 令和6年度に指導訪問のない学校を対象に、「学校等支援研修要請調査」(令和5年度中に実施)を行った。この調査において「希望あり」と回答した学校には、優先的に職員を派遣する。
(ウ) 団体への職員の派遣は、原則として1団体につき同年度内に1回とする。ただし、文部科学省等及び静岡県教育委員会の指定による研究校は、原則として同年度内に3回まで学校等支援研修を要請することができる。

3 静西教育事務所が所管する各種研修会等

事業名	対象	実施日等
教育課題講習会	教頭	5/2
キャリア教育研修会	各校担当者	9/20(オンライン研修)
教育課程研修会	主幹教諭、教務主任	10/22
研修主任研修会	研修主任	5/16
小学校外国語授業づくり研修	小学校外国語教育推進教員(悉皆)、中学校英語教員(希望)	3地区 9/9(磐田・湖西), 9/19(榛原・湖西), 9/26(志太)
中学校外国語科授業づくり研修	中学校英語教員(悉皆)、小学校外国語教育推進教員(希望)	7/12(オンライン研修)
新任特別支援学級担任研修	1～3年目の特別支援学級担任	I期:4/24・II期:5/28(オンライン) III期 7/29
新任通級指導教室担当者研修	1～3年目の通級指導教室担当	4/23
道徳教育研修会	道徳教育推進教師	eラーニング:5/1～7/19
通級指導教室担当者研修	通級指導教室担当者	発達:7/23 言語:7/31
外国人児童生徒等担当教員等研修会	加配教員、希望教員・市町教委	5/27
トータルサポート事業研修会	外国人児童生徒相談員等	4/19, 7/18, 12/17, 3/5
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業合同連絡協議会	SC、SSW、各校SC担当者、市町教委担当者	4/11 各校SC担当は、オンライン
スクールカウンセラースキルアップ研修会	新任SC、2年目SC、希望者SC	5/15, 7/3
スクールカウンセラー研修会	全SC	10/9
スクールソーシャルワーカースキルアップ研修会	SSW、希望市町教委担当者	5/29, 7/2, 12/10

市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議	市町教委担当者	4/23, 10/25
任期付職員等研修会	初めて教壇に立つ任期付職員(教諭)、臨時的任用職員(教諭)で所属校長が参加を認める者	5/30 (オンライン研修) 9/2 (集合研修) 11/11 (オンライン研修)

4 研究指定校等

(1) 文部科学省・国立教育政策研究所主管の指定事業

- ・学校安全総合支援事業
菊川市 令和4・5・6年度
- ・がん教育総合支援事業
焼津市立黒石小学校 令和6年度

(2) 県教育委員会の指定事業

- ・静岡県英語指導力向上事業
島田市立島田第一中学校 令和6・7年度
- ・居心地のよい学校づくり推進事業(人間関係づくりプログラム改訂調査研究)
藤枝市立葉梨中学校、藤枝市立葉梨小学校、藤枝市立葉梨西北小学校 令和5～7年度
- ・「誰一人取り残さない教育」の実現に向けた授業づくり、学級づくり調査研究事業
掛川市立大須賀中学校、掛川市立大淵小学校、掛川市立横須賀小学校 令和5・6年度
- ・景観まちづくり学習(景観まちづくり課・義務)
川根本町立光の森学園 令和6年度
- ・学校事務再編のための研究事業 令和4～6年度
牧之原市立相良中学校 令和4～6年度
牧之原市立相良小学校、牧之原市立川崎小学校 令和5・6年度協力校
牧之原市内小中学校 令和6年度
- ・小中連携教科担任制のための研究事業
森町立宮園小学校、森町立旭が丘中学校 令和4～6年度
- ・特別支援学級の教育体制の在り方に係る研究事業
藤枝市立藤枝小学校 令和6年度

(3) その他の機関の指定事業

- ・NIE実践指定校(県NIE推進協議会)
袋井市立袋井南小学校 令和5・6年度 御前崎市牧之原市学校組合立御前崎中学校 令和6・7年度
- ・命の大切さを学ぶ教室(静岡県警察) 藤枝市立高州中学校 令和6年度

5 外国人児童生徒トータルサポート事業

(1) 外国人児童生徒相談員・スーパーバイザー派遣

県内の公立小中学校及び県立特別支援学校に在籍する帰国・外国人児童生徒(以下「外国人児童生徒等」)の教育に対応するため、外国人児童生徒等の適応指導の補助、指導担当者等への助言、援助等を行う。対応言語は、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語(令和5年度実績)。学校等は、必要に応じて外国人児童生徒等の適応指導、援助等の内容・日時を計画し、教育事務所に相談員の派遣を要請する。

(2) 日本語指導コーディネーター派遣

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校や市町において、その支援体制の構築を推進するとともに、学校における日本語指導を充実させることで教科学習への円滑な接続を図り、児童生徒の進路選択の幅を広げる。学校等は、必要に応じて教育事務所に日本語指導コーディネーターの派遣を要請する。

6 スクールカウンセラー等活用事業

スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者(以下、「SC等」)を小中学校等に配置し、学校における教育相談機能を高め、不登校やいじめ等の児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を図る。

中学校区単位でSC等を配置するとともに、SC等の専門性向上を目的とした研修会を年3回実施する。

※学校で重篤な事故・事件が起り、児童生徒の心のケアが必要な場合、学校と所管の教育委員会はSC等の緊急派遣を検討し要請できる。教育事務所と義務教育課は、市町からの要請内容等を検討の上、SC等の派遣の可否を決定する。

7 スクールソーシャルワーカー活用事業

いじめ、不登校、暴力行為、虐待等生徒指導上の問題に、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)を活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。そのため、SSWを全市町教育委員会に配置するとともに、SSWの資質向上等を目的とした研修会を開催する。

8 教職員サポートルーム事業

教職員が学校教育活動に専念できるよう、教職経験豊かな相談員が面談等を通じて、悩みを聴くことで、心身の健康づくりを支援することを目的として、相談員が、電話・面接・訪問により相談を実施する。また、指定面談として、新規採用2年目等の教職員等を対象とし、1回35～60分程度の訪問相談を行う。さらに、希望面談として、校長または本人からの申し出がある場合、訪問相談を行う。(訪問相談)月、火、水、金曜日、(電話・面接相談)木曜日の12:00～16:00

9 その他

学生科学賞、科学の甲子園ジュニア、学力向上推進協議会、学力向上連絡協議会、スクールロイヤー活用事業等、県公立高等学校入学選抜実施要領等説明会 他